

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成25年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年10月24日

島根県監査委員	藤	間	恵	一
	同	平	谷	昭
	同	錦	織	厚
	同	後	藤	勇

平成25年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 指摘事項</p> <p>(1) 補助金の管理執行が適切でなかったものについて</p> <p>島根県空港利用促進事業費補助金の事業の一部について、隠岐観光協会と共同で実施し、その実施主体となった同協会に対し、事業費総額の一部を負担金として支出しているが、負担金の積算根拠が示されていないなど証拠書類記載内容の不備や確認漏れがあった。</p> <p>(2) 補助金交付事務が適切でなかったものについて</p> <p>交通対策課においては、隠岐空港利用促進協議会における補助事業の実施状況について、現地への出張等の際に証拠書類で確認するなどの進捗管理を行っていたとして、事業終了後の実績報告に関する確認については提出書類審査によって行い、補助金額を確定していた。</p> <p>しかしながら、島根県空港利用促進事業費補助金事業の一部について隠岐観光協会と共同実施した事業への負担金の積算根拠について適切に把握されていないなど、関係諸帳簿の確認が適切に行われておらず、実績報告における補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が不十分であることが判明した。</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 指定管理のあり方について</p> <p>平成23年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、次回の更新時には指定管理者制度が導入されて10年が経過することから、この制度の検証を行う中で、個別施設の特性や管理実態を踏まえて、柔軟な期間設定等についても検討されたいと意見を述べたところである。</p>	<p>(1) 補助金の管理執行が適切でなかったものについて</p> <p>(隠岐空港利用促進協議会)</p> <p>隠岐観光協会と共同で実施する事業について、あらかじめ同協会から負担金の積算根拠の提出を受け、その内容が適切であるか確認を行う。</p> <p>事業の執行段階では執行状況について随時確認を行う。</p> <p>事業完了後には完了報告書の提出を受け、負担金の充当内容について確認を行う。</p> <p>(2) 補助金交付事務が適切でなかったものについて</p> <p>(交通対策課)</p> <p>執行状況に関する資料について、四半期毎に隠岐空港利用促進協議会から提出を求め、それを確認した上で現地に出向き、関係帳簿等証拠書類を精査し、進捗管理を行うこととする。</p> <p>事業完了後は現地調査を実施し、実施状況の把握と実施結果の確認を適切に行う。</p> <p>(1) 指定管理のあり方について</p> <p>(人事課)</p> <p>指定管理者制度の運用に係る県の統一的な考え方を示すガイドラインについて、最大8年の指定期間設定が可能となるよう見直しを行った。</p>

今回の監査では、指定管理者3団体の監査を行ったが、その中において、将来を見据えた活動の展開や、活動を担う人材の育成、確保を行う上で課題があるとする意見があった。

平成26年度には、県の指定管理施設のうち24施設が一斉更新の手続きをされる予定であり、現在基準の見直しを検討中とのことであるが、他県の動向等も踏まえ、期間設定等について、個別施設の特性や管理実態に応じた柔軟な対応を行われたい。

(2) 観光振興施策の推進について

島根県では、平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、歴史文化に彩られた「しまね」の魅力を全国にアピールし、観光交流の一層の拡大を通じて地域の振興を図るとともに、県民自ら歴史・文化の魅力を再認識し郷土に対する誇りを醸成する「神々の国しまね」プロジェクトを立ち上げ、強力に取り組んでいる。

今回の監査では、「神々の国しまね」プロジェクトの実施主体となっている神々の国しまね実行委員会をはじめ、県が財政支援を行っている観光関係団体（神話の国縁結び観光協会、石見観光振興協議会など）の事業の実施状況やその成果等について確認を行ったところである。

プロジェクトによるPRや「神話博しまね」の開催、「出雲大社平成の大遷宮」などにより本県への全国からの関心も高まり、多くの観光客が訪れているが、観光客の動向を見ると、出雲部が中心となっており、石見部、隠岐を含む県下全域で増えていくようにすることが課題となっている。

平成25年9月の隠岐の世界ジオパーク認定や平成26年3月からの萩・石見空港の東京便2便化、中国横断道尾道松江線の延伸等の追い風もあり、プロジェクトの成果を一過性のもので終わらせないよう、引き続き行政、民間、県民が一緒になって島根の観光振興に取り組んでいく必要がある。

平成25年度からは、観光振興課内にしまねの

(2) 観光振興施策の推進について

（観光振興課）

「神々の国しまね」プロジェクトの様々な成果を生かすとともに、島根の観光の勢いを継続させていくため、平成26年度から“神々”と“ご縁”観光総合対策事業を大幅に拡充した。

ご縁の国しまねをテーマとした観光キャンペーン、石見神楽や神社など県内各地の資源を活用した観光地づくりの推進、各地域の観光人材の育成、MICE等の新市場の開拓などに重点的に取り組み、県内全域への誘客を図る。

魅力発信室を設置して、「神々にご縁観光総合対策事業」として「ご縁の国しまね」キャンペーンを展開中であるが、引き続きこれまでの成果を継続・発展させていくとともに、観光市場の変化に的確に対応しながら、地域資源を生かした本県観光の更なる魅力アップや隣県を含む広域的な旅行商品づくりなどにより、県内全域への観光誘客の拡大に努められたい。

(3) 補助事業に係る実績確認について

補助事業に係る実績確認については、平成21年度会計に係る定期監査結果報告において、「補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけで実績を十分確認することができる場合を除き、できる限り現地調査を実施し、必要に応じ証拠資料の提出を求め確認するなど、その実績確認を適切に行うようにされたい。」と意見を述べた。

これに対する措置として、県においては、できる限り補助金交付先に出向いて、補助事業者から、実績報告書の内容について、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行い、補助金額の確定を行うなど適切な実績確認を行うこととされたところである。

しかしながら、今回の財政的援助団体等監査において、その確認が不十分な事例があった。

については、実績確認について、実施状況の把握と実施結果の確認が適切に行われるよう改善されたい。

また、補助対象事業の範囲、執行基準等について具体的に示すなど、補助事業者に対し十分な周知を図るとともに適切な指導をされたい。

(3) 補助事業に係る実績確認について

一県の総括的な対応－
(政策企画監室)

補助事業の実績確認については、できる限り補助金交付先に出向いて現地調査を行い、関係帳簿等証拠書類の確認を行うなど、適切な執行に取り組むよう主管課長会議等の場を通じて繰り返し徹底を図っていく。

一個別的な対応－
(各所管課共通)

補助事業の実施にあたっては、補助事業者に対して、引き続き補助対象事業の範囲、執行基準等について十分な周知を図り、適切な指導に努める。

(総務課：公立大学法人島根県立大学、(公財)島根県育英会、(一社)島根県私学教育振興会、学校法人澤田学園)

決算書の提出や、現地調査を実施することなどにより適切な実績確認に努める。

(しまね暮らし推進課：(公財)ふるさと島根定住財団)

補助事業の執行状況については、これまでも随時、補助事業者から報告を求め、適正に執行されるよう進捗管理を行っているが、今後は必要に応じて現地に出向いて証拠書類の確認を行うことにより、適切な実績確認に努める。

(交通対策課：萩・石見空港利用拡大促進協議

会、21世紀出雲空港整備利用促進協議会)

補助事業の執行状況については、これまでも随時、補助事業者から報告を求め、適正に執行されるよう進捗管理を行っているが、今後は必要に応じて現地に出向いて証拠書類の確認を行うことにより、適切な実績確認に努める。

(交通対策課：隠岐空港利用促進協議会)

今後は、執行状況に関する資料について、四半期毎に補助事業者から提出を求め、それを確認した上で現地へ出向き、関係帳簿等証拠書類を精査し、進捗管理を行うこととする。

事業完了後は現地調査を実施し、実施状況の把握と実施結果の確認を適切に行う。

(農業経営課、農畜産振興課、農地整備課：(公財)しまね農業振興公社)

これまでも、補助事業者に直接出向き、実績報告の内容について、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行ってきたところであるが、今後も引き続き適切に行っていく。

(商工政策課：(一財)くにびきメッセ)

補助事業者から提出された実績報告書の内容確認のために、交付先に出向いて、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行っている。

今後とも引き続き事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を適切に行っていく。

(観光振興課：神々の国しまね実行委員会、隠岐空港利用促進協議会、石見観光振興協議会、神話の国縁結び観光協会、隠岐観光協会、山陰国際観光協議会)

平成25年度の補助事業の実績確認については、実績報告書等の書類審査だけで実績を十分に確認できない事業については、交付先に出向いて、現地調査を行ったところであり、今後も引き続き適切に確認を行っていく。

また、必要に応じて、事業中途でのヒアリングを行うなど適切な指導を行う。

(中小企業課：松江商工会議所、出雲商工会議所)

補助事業者から提出された実績報告書の内容確認のために、複数の補助金交付団体（松江商工会議所等）を一箇所に集め、事業実施の関係書類を持参させ、事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行っている。

今後とも引き続き事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を適切に行っていく。

(建築住宅課：（一財）島根県建築住宅センター)

補助事業完了後、担当職員が補助事業者へ出向き、申請書類、検査書類、支払い書類等を確認し、補助事業の実績確認を実施した上で額の確定を行っており、今後も引き続き適切に確認を行っていく。

(学校企画課：（公財）島根県育英会)

補助事業の実績確認については、できる限り補助金交付先に出向いて現地調査を行い、関係帳簿等証拠書類の確認を行う等により、適切な執行に取り組む。

II 個別

1 神々の国しまね実行委員会

(所管課：観光振興課)

(1) 所管課

【意見】

① プロジェクトの成果を生かした観光の振興について

神々の国しまね実行委員会は、「神々の国しまね」プロジェクト（平成22年度～25年度）の実施主体として設立されたものであり、このプロジェクト終了後、決算をした段階で解散の予定である。

このプロジェクトにより、県内各地では、まち歩き定時ガイドツアーや周遊バスツアーなどの新たな旅行商品の造成、地域が主体と

① プロジェクトの成果を生かした観光の振興について

「神々の国しまね」プロジェクトの様々な成果を生かすとともに、島根の観光の勢いを継続させていくため、平成26年度から“神々”と“ご縁”観光総合対策事業を大幅に拡充した。

ご縁の国しまねをテーマとした観光キャンペーン、石見神楽や神社など県内各地の資源を活用した観光地づくりの推進、各地域の観

なったイベントの開催などの取組を通じて、様々なノウハウが得られるとともに、行政・民間団体・県民が協働した観光地づくりが進展した。

また、プロジェクトで開催した「神話博しまね」や他機関と連携した「出雲大社展」には予想を超える来場者があるなど、全国からの関心も高まっている。平成25年には、「出雲大社平成の大遷宮」などの効果により多くの人が島根を訪れており、今後もこの流れが続いていくようにしなければならない。

一方で、観光客数の動向を見ると、出雲部に集中しており、この成果を石見部、隠岐へ波及させることが課題となっている。

については、引き続きこのプロジェクトで得られた成果を継続・発展させていくとともに、観光市場の変化に的確に対応しながら、地域資源を生かした本県観光の更なる魅力アップや情報発信などにより、県内全域への観光誘客の拡大に努められたい。

光人材の育成、MICE等の新市場の開拓などに重点的に取り組み、県内全域への誘客を図る。

2 (公財)しまね農業振興公社

(所管課：農業経営課、農畜産振興課、農地整備課)

(1) 団体

【意見】

① 農地中間管理事業への適切な対応について

国においては、農業競争力強化を進めるため、米の生産調整の見直しなど農業政策の大転換を進めつつあり、この政策の一環として、農地中間管理事業の推進に関する法律を制定し、都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や企業）に貸し出す仲介役を担わせる制度が創設された。

この機構については、各都道府県知事が農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる一般財団法人又は一般社団法人を、その申請により一つ指定することとされ、島根県においては、この機構の指定先として県内唯一の農地保有合理化法人であるしまね農業振興公社が想定されているとのことである。

① 農地中間管理事業への適切な対応について

公社は、平成26年3月20日付けで農地中間管理機構の指定を受け、平成26年4月より組織体制の整備を図り、農地中間管理事業を開始したところである。

同事業については、県と連携して市町村と意見交換を行っているが、その結果、今後も業務量の大幅な増加が見込まれることから、引き続き公社の組織体制の強化・整備に努め、より一層、県及び関係機関と連携し、事業に取り組んでいく。

については、この機構の指定は、業務量の大幅な増加等しまね農業振興公社の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、国の動向を注視しつつ、団体の組織体制の整備など適切な対応に努められたい。

② 石央農用地の有効活用等について

石央農用地については、一部（新開団地）が浜田市に売却されるとともに、一部貸付けが行われ耕作されているものの、未利用の状況で公社が草刈りや巡回等の管理を行っている。

こうした中、浜田市において、今後期待される新規就農や認定農業者の規模拡大等を図るため、新開団地と同様の拠点農業団地として整備を行う計画が検討されている。

については、関係機関と連携し、石央農用地の有効活用等に向けて積極的に関わられたい。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について

中海干拓農地の売渡し促進に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業（取得前提リース・長期貸付リース）における貸付料の減額や農地等取得支援事業（農地取得貸付金等の各種融資）における融資限度額の引き上げ等により、認定農業者、農業生産法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業などに対する働きかけを強化してきた。

こうした促進策により、平成24年度には農業参入企業への長期貸付が増加し、公社管理農地は大幅に減少したものの、平成24年度末現在の未売渡し農地は37.7ha（取得前提貸付農地3.1haを除く。）であり、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。

については、今後とも関係機関と連携し、新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極的に行うとともに、都会地での新規就農相談会への参加等により中海干拓農地の売渡しに努められたい。

また、公社管理農地の減少は、土地改良

② 石央農用地の有効活用等について

浜田市は、石央農用地（元谷団地）を拠点農業施設として整備を行うため、同用地の買い受け意向を示されており、県と連携して浜田市への売却に向けた協議、調整を行っている。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について

引き続き中海干拓農地の早期完売に向け関係機関と連携し、東京、大阪等で実施されている新規就農相談会への情報提供を行うとともに、農業参入を目指す企業へも干拓農地と各種支援制度のPRを積極的に行う。

また、中海干拓農地が有効活用できるよう、認定農業者はもとより県内外の農業生産法人以外の法人も対象となる入植促進農地貸付事業についても、PR活動をより一層強化していく。

賦課金や草刈り等の維持管理経費の縮減につながるものであることから、入植促進農地貸付事業のPR活動をより一層強化され、中海干拓農地の有効利用にも取り組まれない。

(2) 所管課

【意見】

① 農地中間管理事業への適切な対応について
団体に対する意見で述べたように、農地中間管理機構の指定に当たっては、指定先の運営に大きな影響を及ぼすことが想定されるところであり、国の動向を注視しつつ、業務が円滑に実施されるよう、指定先との連携を密にして適切な対応を行われたい。

② 石央農用地の有効活用等について
団体に対する意見で述べたように、石央農用地の有効活用等については、農業振興や県の財政負担の軽減にもつながるものであり、団体と一体となって有効活用等が進むよう積極的に取り組まれない。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について
団体に対する意見で述べたように、中海干拓農地の売渡し等については、農業振興や県の財政負担の軽減にもつながるものであり、団体と一体となって積極的に取り組まれない。

① 農地中間管理事業への適切な対応について
(農業経営課)

農地中間管理事業については、平成26年3月20日付で公益財団法人しまね農業振興公社を農地中間管理機構として指定をしたところであるが、指定先である公社では、平成26年度より嘱託職員を増員し、現在業務にあたっているところである。

本格的な農地の権利移動は本年秋以降となるため、業務が円滑に実施されるよう今後も引き続き公社とは連携を密に行い、状況把握に努め、適切に対応していく。

② 石央農用地の有効活用等について
(農畜産振興課)

浜田市において元谷団地(石央農用地)を取得する意向を表明されたことを受けて、浜田市及びしまね農業振興公社と連携しながら、今年度中に浜田市へ売却し、浜田市における拠点農業団地として整備し、有効活用できるよう支援する。

③ 中海干拓農地の売渡し等促進について
(農地整備課)

平成24年度から平成28年度を売渡集中期間に設定して売渡しと貸付けを推進している。

未売渡地はしまね農業振興公社の管理となることから、県の財政負担を伴う当該地の維持管理経費の縮減に向け、同公社と連携して長期貸付を重点的に推進しているところである。

なお、売渡し等にあたっては、新たな担い手の参入を誘導するとともに、既に入植している担い手が規模拡大を図ることができるよう販路拡大対策等にも関係機関が一体となっ

<p>3 (公財) ふるさとしまね定住財団 (所管課：しまね暮らし推進課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>ふるさと島根定住財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU Iターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。</p> <p>若者の県内就職支援についてみると、「ジョブカフェしまね」による個別カウンセリングを通じた就職決定者は年々増加を続けており、また、県内外に進学した学生に対して島根県の企業情報や就職活動に関する情報を提供し、県内での就職を促進する「しまね学生登録制度」の新規登録者数は、平成24年度に大幅に増加している。</p> <p>また、平成25年度に、島根県にU Iターンしたい人を対象として東京、大阪及び広島で開催した「しまねU Iターンフェア」は、各会場とも過去最高の来場者となった。</p> <p>このことは、地方移住への関心の高まりとして受け止めることができるし、「U Iターンしまね産業体験事業」など財団が取り組んできた活動の成果として評価できる。</p> <p>一方、本県人口は減少に歯止めがかからず、平成25年10月1日現在の推計人口は、前年同月より4,837人減少して702,237人となり、70万人を切ることも間近な状況となってきた。</p> <p>については、これまでの成果を踏まえ、引き続き県内就職者やU Iターン者の増加につながるよう着実に取り組まれない。</p>	<p>て取り組む。</p> <p>① 定住対策の促進について</p> <p>現在、取り組んでいる既存事業についても、課題等を一つ一つ洗い出し、島根県への定住を考える方々にとって利用しやすい制度になるよう、引き続き努力していく。</p>
<p>4 公立大学法人島根県立大学 (所管課：総務部総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 大学の施設開放の促進について</p> <p>大学では、「公立大学法人島根県立大学不</p>	<p>① 大学の施設開放の促進について</p> <p>公立大学法人島根県立大学において島根県</p>

<p>動産等貸付要領」において、主に1か月未満の短期使用を目的として施設開放ができることとし、開放を行う施設等については、「島根県立大学講堂等開放要領」等を定めているが、開放施設は、浜田キャンパス及び松江キャンパス内の一部施設にとどまっている。</p> <p>ついては、地域に開かれた大学づくりを進める観点から、出雲キャンパス内の施設の開放の検討を行うなど、開放施設の拡大に努められたい。</p>	<p>立大学出雲キャンパス施設開放要領を定め、平成26年4月1日より施行している。</p>
<p>5 (一財) 島根県建築住宅センター (所管課：建築住宅課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 今後の住宅リフォーム助成事業のあり方等について</p> <p>「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金」は、高齢化社会に対応した住まいの性能を確保し、安全で安心して生活できる良質な住環境を整備するため、既存住宅をバリアフリー改修又は部分的耐震改修する者に対して費用助成を行うものである。</p> <p>高齢化の進む県内においては、不慮の家庭内事故による死亡者が増加傾向にあり、住まいの安全対策は急務であるが、バリアフリー改修については、助成制度が浸透したこともあり、事業実績は年々増加しており、平成25年度も要望が多い。</p> <p>また、木造住宅の耐震化率は、古い家が多いこともあり、平成20年度65%で全国最低となっている。耐震改修については、設計・施工業者の意識不足を解消するために、平成24年度補正で耐震改修を促進するための普及啓発事業を追加実施しているが、なかなか進まない状況にある。</p> <p>ついては、これまでの事業実績や効果を検証するとともに、県民ニーズや関係団体の意見なども十分踏まえ、今後の事業のあり方等について検討されたい。</p>	<p>① 今後の住宅リフォーム助成事業のあり方等について</p> <p>バリアフリー助成については、高齢者がより安全・安心に暮らせるよう、助成内容の充実等に今後も取り組んでいく。</p> <p>また、耐震改修事業については、改修実績が少ないことから、平成26年度から助成を取りやめたところであり、今後は、引き続き市町村とも連携を図りながら高齢者の住む住宅の耐震化をどう進めるのか検討していく。</p>
<p>6 萩・石見空港利用拡大促進協議会 (所管課：交通対策課)</p>	

(1) 団体

【意見】

① 萩・石見空港の利用促進について

新幹線や高速道路など他の高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、観光をはじめとする産業の振興や人口定住など地域の活性化にとって重要な課題である。

平成23年からは大阪路線が夏季期間限定運航となり、大阪路線の定期運航化と東京路線の複便化に向けて航空会社等と利用促進に取り組んでいる。

こうした中、国土交通省が羽田空港国内線発着枠の配分で募集した政策コンテストに応募し、1往復分が配分されたことから、平成26年3月からは念願であった東京路線の2往復便化が実現することとなった。

地元にとっては、観光振興等で大きな効果が期待できるが、2年間の期限付きであり、将来に向かって複便運航が継続されるよう、引き続き利用促進に取り組まれない。

① 萩・石見空港の利用促進について

萩・石見空港利用拡大促進協議会では、平成25年度において東京線の2便化、大阪線の定期便運航再開に向け、運賃助成、団体や個人向け旅行商品造成への支援、交流事業の促進、情報発信など利用促進を積極的に取り組んだ結果、利用者数は前年対比で東京線が112.4%、大阪線が111.2%と好調な伸びを見せた。

また、東京線においては国の募集した羽田発着枠政策コンテストに採択され、地元の悲願であった増便が実現し、平成26年3月30日から2年間の限定ではあるが、1日2便の運航が始まった。

平成26年度においては、当初、圏域住民への周知不足等から搭乗率が低迷していたが、運賃助成制度や早期予約の格安な運賃情報などを徹底して周知するとともに、首都圏発の団体客・個人客向け旅行商品の造成支援を行うなどにより、徐々にではあるが、利用者数は増加し、搭乗率も上昇傾向にある。

今後も、島根県、航空会社（ANA）と連携しながら利用促進や情報発信に取り組むことにより、更なる利用者数の増加を図り、3年目以降の2便運航が継続されるよう取り組んでいく。

		平成24年度	平成25年度
東京線	利用者数	66,172人	74,384人
	搭乗率	54.2%	61.1%
大阪線	利用者数	4,533人	5,039人
	搭乗率	61.3%	66.8%

注) 大阪線の運航期間は、平成24年度・25年度とも7月13日から8月31日まで（50日間）

(2) 所管課

【意見】

① 萩・石見空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、東京路

① 萩・石見空港の利用促進について

県では、2便化が実現した東京線の運航継

線復便運航の維持等を図るため、団体の利用促進対策への支援、県関係部局や地元と連携した観光振興、地域振興等による需要創出対策などに積極的に取り組まれない。

続のため、萩・石見空港利用拡大促進協議会が行う団体旅行客の誘致や地元圏域からの利用拡大などの利用促進事業への支援を行っている。

また、観光振興課においても観光面での誘客対策として、個人観光客の誘致や石見地域の魅力づくりに重点的に取り組んでいる。

さらに、平成26年度においては、航空会社（ANA）、協議会（事務局：益田市）、県（交通対策課・観光振興課）による「東京路線利用促進連絡会議」を定期的で開催し、利用促進策の進捗管理や効果検証、対応策の検討を行い、タイムリーかつ確かな対策を行うことで、更なる利用者増に努める。

7 隠岐空港利用促進協議会

（所管課：交通対策課、観光振興課）

(1) 団体

【改善等を要する事項】

- ① 補助金の管理執行が適切でなかったものについて

島根県空港利用促進事業費補助金の事業の一部について、隠岐観光協会と共同で実施し、その実施主体となった同協会に対し、事業費総額の一部を負担金として支出しているが、負担金の積算根拠が示されていないなど証拠書類記載内容の不備や確認漏れがあった。

【意見】

- ① 補助金の適切な管理執行について

改善等を要する事項にもあるように、島根県空港利用促進事業費補助金の管理執行について適切に行われていなかった。

については、今後は補助金の適切な管理、執行に努められたい。

- ② 隠岐空港の利用促進について

隠岐空港利用促進協議会は、生活路線として島民の利便性向上と観光を主とした対策の

- ① 補助金の適切な管理執行について

隠岐観光協会と共同で実施する事業について、あらかじめ同協会から負担金の積算根拠の提出を受け、その内容が適切であるか確認を行う。

事業の執行段階では執行状況について随時確認を行う。

事業完了後には完了報告書の提出を受け、負担金の充当内容について確認を行う。

- ② 隠岐空港の利用促進について

出雲便については、生活路線であることからアウトの利用者の利便性を図る（レンタカ

実施により離島航空路線の維持・確保に努めている。また、東京羽田直行便を目指した大阪夏季ジェット便の運行継続を図るため、安定した利用実績の確保を図っている。

平成24年度の搭乗率は、夏季ジェット便で77.4%（目標搭乗率80%）、隠岐伊丹便で64.4%（目標搭乗率60%）、隠岐出雲便で56.1%（目標搭乗率60%）で一定の成果を上げている。

引き続き観光振興施策と連携した取組を効果的に展開し、安定的な利用の確保に努められたい。

(2) 所管課

【改善等を要する事項】

① 補助金交付事務が適切でなかったものについて

交通対策課においては、隠岐空港利用促進協議会における補助事業の実施状況について、現地への出張等の際に証拠書類で確認するなどの進捗管理を行っていたとして、事業終了後の実績報告に関する確認については提出書類審査によって行い、補助金額を確定していた。

しかしながら、島根県空港利用促進事業費補助金事業の一部について隠岐観光協会と共同実施した事業への負担金の積算根拠について適切に把握されていないなど、関係諸帳簿の確認が適切に行われておらず、実績報告における補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が不十分であることが判明した。

一利用支援ほか）とともに、9月以降の観光客利用促進を図るために、キャンペーン（プレゼント企画）の実施や、冬季に広島、岡山などからの利用促進を図るためのツアー等を設定する。

大阪便については、冬季（12月～2月）の機材が平成23年から74人乗りとなり、観光客誘客を中心に利用促進に取り組み、平成23年度は900名余り、平成24年度は1200名弱、平成25年度は1300名余りと観光客の利用が確実に増えている。また、同時にアウト対策も実施しており、平成25年度の冬期間の利用は大幅にアップしており、出雲大社遷宮効果により夏までの利用者が減少した部分を回復し、ほぼ前年並みの搭乗者となっている。

冬季については、出雲便も含めて利用者が増えており、今後も交流人口の拡大を図るとともに、平成26年度も運航が決定した夏季ジェット便と併せ、年間を通じた誘客、誘致活動に取り組み、羽田直行便実現に向けて実績を積み上げていく。

【意見】

① 補助金交付事務の適切な執行について
改善等を要する事項にあるように、現地調査により進捗管理を行ったとしているものの、その際の証拠書類等の確認が不十分で、補助金対象事業費の算定内容や補助金の積算根拠の確認が適切に行われていなかった。
については、補助金の実績報告の内容について、関係帳簿等証拠書類の精査、確認を適切に行うとともに、隠岐空港利用促進協議会に対し、補助制度の適切な執行について指導されたい。

② 隠岐空港の利用促進について
団体に対する意見で述べたように、安定的な利用の確保を図るため、引き続き観光振興施策と連携し、取り組まれない。

① 補助金交付事務の適切な執行について
執行状況に関する資料について、四半期毎に隠岐空港利用促進協議会から提出を求め、それを確認した上で現地へ出向き、関係帳簿等証拠書類を精査し、進捗管理を行うこととする。
事業完了後は現地調査を実施し、実施状況の把握と実施結果の確認を適切に行う。
また、隠岐空港利用促進協議会に対し、補助対象事業の範囲、執行基準等について具体的に示し、補助事業が適切に執行されるよう指導していく。

② 隠岐空港の利用促進について
平成25年度の搭乗率は、夏季ジェット便72.1%（目標80%）、隠岐—伊丹便63.2%（目標65%）、隠岐—出雲便59.6%（目標60%）という実績となった。
今後も「隠岐世界ジオパーク」や「冬季観光客誘客」対策など、関係機関と連携し諸施策に取り組んでいく。

8 21世紀出雲空港整備利用促進協議会

（所管課：交通対策課）

(1) 団体

【意見】

① 出雲空港の利用促進について
21世紀出雲空港整備利用促進協議会では、これまで利用者が減少する冬期の空港利用につながる旅行商品の造成など観光振興とセットした利用促進対策や、航空運賃の低廉化に向けた要望活動等に取り組んできた。
平成25年度に入って、平成の大遷宮をはじめとする観光需要の高まりにより利用者数が伸びてきたところであるが、今後は、遷宮効果が終了した後の観光需要の減少、また、米子空港に就航した格安航空便の影響が懸念されるところである。
については、観光振興とセットした利用促進対策や航空運賃の低廉化に引き続き取り組まれない。

① 出雲空港の利用促進について
平成25年度の出雲空港は、冬季の利用促進策等の効果もあり過去最高の84万人を上回る利用者数を記録した。
今後もこの観光需要を維持するため、島根県と情報共有を行い、島根県の観光施策と連携した効果的な利用促進を図る。
また、航空運賃の低廉化についても島根県と一緒に引き続き航空会社へ働きかけを行っていく。

<p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 出雲空港の利用促進について</p> <p>団体に対する意見で述べたように、観光振興とセットした利用促進対策や、航空運賃の低廉化に引き続き取り組まれない。</p>	<p>① 出雲空港の利用促進について</p> <p>平成25年度の出雲空港は、冬季の利用促進策等の効果もあり過去最高の84万人を上回る利用者数を記録した。</p> <p>今後もこの観光需要を維持するため、観光振興課、21世紀出雲空港整備促進協議会と情報共有・連携を行い、効果的な利用促進を図る。</p> <p>また、航空運賃の低廉化についても、21世紀出雲空港整備促進協議会と一緒に引き続き航空会社へ働きかけを行っていく。</p>
<p>9 石見観光振興協議会</p> <p style="text-align: right;">(所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 石見地域の観光振興について</p> <p>石見観光振興協議会においては、「なつかしの国 石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進しており、平成24年度は「石見の夜神楽」毎日公演や神社における昼食付神楽上演、宿泊客を対象とした出張上演などの取組を行い、県内外での公演では石見地域外に石見神楽ファンを拡大した。</p> <p>また、石見の食材を活用した新ご当地めし「神楽めし」キャンペーンや「柿本人麻呂ゆかりの地 石見」で万葉恋歌をモチーフに「石見で縁を深める」取組、世界遺産「石見銀山遺跡」での「歩く観光」の推進など、地域資源を活用した取組も進められているところである。</p> <p>ついでには、石見神楽ブランドの確立に向けた取組等、引き続き進めるとともに、各地域にある観光素材の新たな発掘と観光商品としての磨き上げに、県と地元がより一層連携して取り組まれない。</p>	<p>① 石見地域の観光振興について</p> <p>当協議会は、石見広域観光の推進母体として、全域の情報発信や観光商品づくり、石見神楽ブランドの確立に向けた振興事業などに、官民一体となって取り組んでいる。</p> <p>石見地域の観光情報発信や地域ならではの観光商品づくりに当たっては、継続した取組みが重要であることから、観光客の増加に向けて、県、市町、観光関係団体の連携を一層強化していく。</p>
<p>10 神話の国縁結び観光協会</p> <p style="text-align: right;">(所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p>	

【意見】

① 県の施策と連携した取組について

神話の国縁結び観光協会は、設立以来、島根県東部の官民が一体となり、「縁結び」をテーマに首都圏をターゲットとした情報発信や広域観光商品の企画を進めてきた。このような取組の成果は、縁結びスポットへの女性を中心とした観光客の入り込み数の増加などに見られるところであるが、今後、圏域内の観光客の入り込みを増やすためには、閑散期である冬季の誘客対策が不可欠である。

については、平成25年春の尾道松江線開通を契機とした山陽、四国、九州地域における情報発信の強化や幅広い世代に向けた誘客対策など、「神々の国しまね」プロジェクトに続いて県が平成25年度から展開している「ご縁の国しまね」キャンペーンと連携し、取り組まれたい。

① 県の施策と連携した取組について

平成25年は、出雲大社の平成の大遷宮の影響もあり、圏域内には前年を大きく上回る観光客が訪れた。この勢いを維持していくため、平成28年まで続く大遷宮や縁結びスポットの一層の情報発信に努めるとともに、新たな観光素材の創出や、旅行会社への商品造成の働きかけなどにより、若い世代だけでなく、シニア層の誘客にも取り組んでいく。

冬季を中心とした閑散期対策としては、温泉や食を生かしたイベントの開催や情報発信により誘客強化を図っていく。

また、平成26年度中には尾道松江線が全線開通することから、利便性の向上する九州・四国への誘客活動に重点的に取り組む。

実施に当たっては、構成市や県ともよく連携し、誘客効果を高めていく。

11 隠岐観光協会

(所管課：観光振興課)

(1) 団体

【意見】

① 隠岐観光協会のあり方について

隠岐地域においては、これまでも地域の観光資源や特色を活かした取組が行われてきたが、近年、隠岐への観光客の入り込み数は減少傾向にある。

平成24年度は島根県が「古事記編纂千三百年」をキーワードに県内各地で観光客誘致の取組を行い、隠岐においては隠岐ジオパーク世界認定に向けた各種イベントが開催されたが、隠岐汽船乗降客のうち観光を目的とする者の数は82,367人で、平成21年度の97,608人から約15,000人の減となった。

このため、観光商品の内容や受入体制など観光振興の考え方や手法について、隠岐観光協会の新たな取組が求められるところであるが、取組体制や運営方法、財源の確保等の課題があり、隠岐観光協会のあり方について平成24年度から検討が続けられている。

については、隠岐ジオパーク世界認定を契機とした新たな観光振興の推進を図るため、隠

① 隠岐観光協会のあり方について

平成24年度から検討していた当協会のあり方については、平成26年3月の隠岐観光協会臨時総会において、以下のとおり方針をまとめた。

(1) 当協会の活動については、観光消費額の増加を図っていくための具体策として、マーケティング活動を実践し、市場動向に合わせた広報宣伝、誘客対策を実施する。また、観光に関する様々なサービスの品質向上を図り、観光客の満足度を向上させて、リピート客につなげるよう取り組む。

そのために、協会内に本部、支部（各島観光協会）、観光事業者からなる営業戦略会議を設置し、企画の立案や評価などを実施していく。

(2) 当協会の推進体制については、世界ジオパーク認定を契機とした観光振興を図るため、平成26年度から島根県隠岐支庁に事務所を移転し、県民局観光振興課、隠岐世界

岐観光協会のあり方について早急に結論をとりまとめ、取り組まれない。

ジオパーク推進協議会との連携体制を強化する。

また、現状の事務局体制（5名）に見合った事務処理の効率化や事業内容を精査するとともに、県民局観光振興課、支部との役割分担を明確にして、効率的かつ効果的な事業実施ができるよう改める。

当面、隠岐観光協会の法人化は行わず、公共サービスを中心とした事業展開を行う。

12（公財）しまね文化振興財団

（所管課：文化国際課、文化財課）

(1) 所管課

【意見】

① 八雲立つ風土記の丘の指定管理について
八雲立つ風土記の丘の指定管理については、入館料収入にメリットシステムが導入されており、平成24年度の入館料収入は目標額の73%にとどまったため、指定管理料の減額変更（20万円余）が行われていた。

平成23年度に監査を実施した際にも意見を述べたところであるが、収入目標額が企画展入館料が引き下げられる以前の収入実績を勘案して設定されており、現状では目標達成が相当困難なものになっている。

平成27年度に指定管理が更新される予定であるが、小中高校生の入館料が完全に無料化されている現在、メリットシステムについては、その継続の必要性を含めて検討を行いたい。

※メリットシステムとは

指定管理業者の努力によって入館者の増、使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った（下回った）場合は、その増（減）収分の1/2について当年度の指定管理料を増（減）するものである。

① 八雲立つ風土記の丘の指定管理について
（文化財課）

平成27年度から始まる次期指定管理期間において、指定管理者の努力が反映されることからメリットシステムは継続することとした。

なお、公募条件における収入目標額の設定にあたっては、直近の過去3年間の入館料収入平均を勘案し、現状に即したものとした。